

大田区の区民協働の推進に向けて（提言）

大田区区民協働推進会議

平成 19 年 3 月

地域防災を通じた大田区版の区民協働推進

大田区は、多摩川沿岸を例とする大規模工場跡地のマンション建設による新しい住民の居住、高齢者の増加や外国人居住者の増加など地域状況の変遷によって、地域課題とその解決方法も変化しています。大田区長期基本計画「おおたプラン 2015」でも、区民と区政がパートナーシップに基づき、協働してまちづくりを進めていくとあるように、地域を構成する多様なセクター（区民、区民活動団体、企業、行政など）の連携と協働を促進することが必要です。

この会議では、様々な地域課題の中から「地域防災」を通じての地域での連携・協働のあり方を探って参りました。大田区では、自治会・町会や青少年対策地区委員会などの地縁的な組織が地域づくりに大きな役割をもっていることを認識しました。

地域の問題解決のためには、従来の仕組みに加えて多様な地域連携が必要であり、対等な関係の上に立った、それぞれの特徴や役割分担にもとづく新しい協力関係を築くことが要請されていることも確認しました。地域の課題解決と新しい地域プラットフォーム（基盤、舞台）構築の検討が同時に行われる会議になりました。

企業の社会的責任、社会貢献という考えが広まっていますが、中小製造業の町として発展した大田区では、企業活動との連携の重要性とその手法についても議論してきました。また、NPO法人などの区民活動団体が地域づくりの新しい担い手として活動していること、特に、災害時要援護者である、高齢者や障害のある方の情報をNPO法人が持っていることなども認識し、改めて連携の重要性を確認したところです。

本提言で議論したメインテーマ「地域防災」では、イベントの工夫や災害時要援護者の支援、情報共有など地域社会全体で取り組む課題や、ボランティアや支援物資の割り振り、地域での協力関係の構築など、様々な共通の課題解決に対して、平常時から、地域を構成する多様なセクター間の連携と協働の仕組みを形成していくことが重要であるとしています。また、仕組みづくりの前提条件として、日頃の交流や信頼関係の醸成がもっとも重要であるとまとめています。

区は、この提言を受け、具体策についての検討を始めることとなります。「地域防災」というテーマを通じて、地域での連携・協働を促進する各事業については、「地域づくり」そのものにつながるものです。

自治会・町会などの地縁組織とNPOや企業との連携・協働の取り組みは、全国的に見ても先駆的な取り組みと考えます。大田区版の協働推進の事例として定着することを期待します。

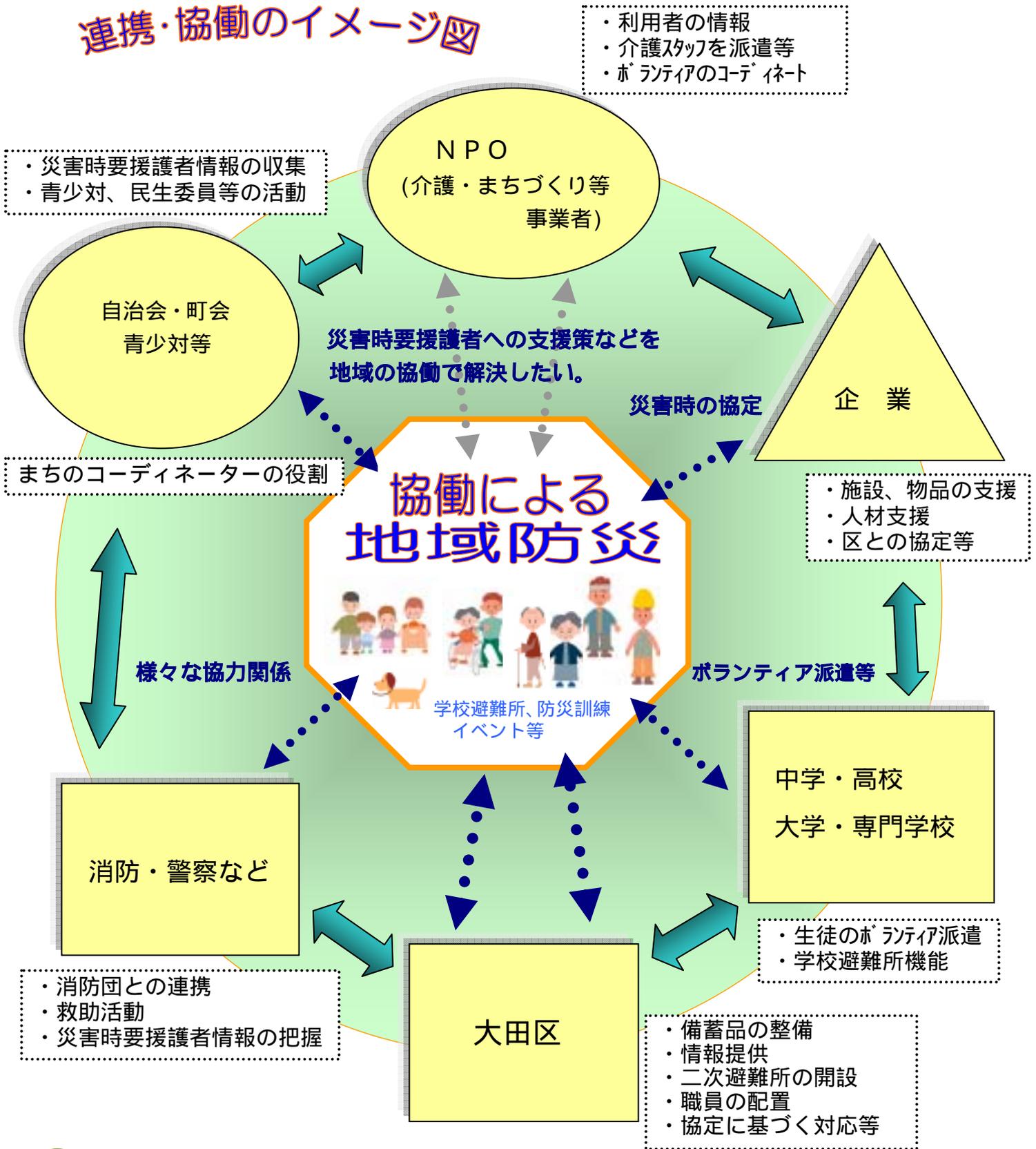
なお、大田区区民協働推進会議の役割の一つである「区民協働推進会議の在り方に関すること」については、議論するに至りませんでした。区において、具体策の検討や実施、その評価の段階では、区民の主体的な参画が不可欠です。常に、区民協働推進会議を念頭におき、必要に応じて招集することを期待し、提言の提出とします。

大田区区民協働推進会議会長 山岸 秀雄
(特定非営利活動法人NPOサポートセンター理事長)
(法政大学大学院客員教授)

目 次

地域社会全体で取り組む、地域防災活動	3
1 防災訓練やイベントでの連携・協働	3
(1)企業、NPO（障害者、高齢者、外国人などの支援団体）が参加できる仕組みづくり	
(2)災害時カードや防災マップづくりによる地域交流	
(3)防災まちづくり学校などのセミナー開催、地域防災イベント開催	
2 災害時要援護者対策における連携・協働	4
(1)災害時要援護者支援組織の整備	
(2)二次避難所対策への取り組み	
(3)障害者への支援方法	
(4)外国人避難者への支援方法	
3 情報共有、情報提供のルール	5
(1)区と地域との連携	
(2)地域で育む情報共有のあり方	
4 青少年対策地区委員会活動やPTA活動と地域の企業との協力関係作り	5
ボランティアを生かす連携・協働	6
1 学校（大学、専門学校、高校、中学校）との連携・協働	6
2 ボランティア層の拡大	6
3 災害時のボランティア受け入れのための調整役	6
自治会・町会と企業、NPO等が災害時協力協定を結ぶ	7
まとめ	7
大田区区民協働推進会議委員一覧	8
大田区区民協働推進会議開催経過	8

連携・協働のイメージ図



日頃からのイベント参加
や交流活動の実践！

地域社会全体で取り組む、地域防災活動

1 防災訓練やイベントでの連携・協働

(1) 企業、NPO（障害者、高齢者、外国人などの支援団体）が参加できる仕組みづくり

地域での連携・協働の推進は、日頃の交流活動がスタートになります。区民、自治会・町会やNPO等の区民活動団体、企業が、日頃から交流することは、更なる地域での協力関係を生み出します。そのことが、地域防災活動でも大変に重要であり、有事の大きな力になります。

日頃の交流活動を更に進めるポイントは、現在、自治会・町会や青少年対策地区委員会が行っている防災訓練や地域イベントに、企業やNPOが参加しやすい仕組みを作っていくことです。日程や内容を計画する際には、事前に地域の企業やNPOに参加を打診し、参加しやすい日程に開催するなど、連携するための工夫が大切になります。

また、一般的にNPOについては、まだまだ認識が高くありません。自治会・町会、NPOの相互が、お互いの活動を理解、認識し、交流を進めることが、連携・協働を促進することにつながります。

(2) 災害時カードや防災マップづくりによる地域交流

企業では、災害時に自分の役割を確認して行動できるよう、「災害時カード」を携行するところがあります。自分のプロフィールや家族との連絡方法を記入しセーフティカードにもなるものです。一部地域では既に取り組んでいますが、この「災害時カード」を更に普及させていきたいものです。普及にあたっては、企業からの協賛、協力も考えながら、地域の区民活動団体、区の協働事業として進めていくことが大切です。

企業の従業員は、地域に在住する人ばかりではありません。休日や夜間は、無人になるところもあり、自社の被災状況が地域にどのような影響を与えるか、また、自社の災害時復旧活動と合わせ、どのような地域支援をしていけば良いかについて分からない場合があります。自社周辺地域のことを知ることが、地域との連携を考えるスタートになります。イベントなどを活かし、防災マップを住民とともに作成し、地域のことや地域の人を知ることが、地域交流の一つのきっかけとなります。

(3) 防災まちづくり学校などのセミナー開催、地域防災イベント開催

区や自治会・町会、青少年対策地区委員会、PTA、NPO等の区民活動団体が、地域防災をテーマにするセミナーやイベントを開催する時、着眼点の一つに「地域での連携、協働の推進」を入れながら、企画、実施していくことが大切です。

2 災害時要援護者対策における連携・協働

(1) 災害時要援護者支援組織の整備

自治会・町会では従来から区の支援を受けて災害弱者支援組織を作り、平成 19 年 1 月現在 74 組織が結成されています。地域ごとに実態を把握し、近隣協力者を募って有事に備え、日頃から訪問を重ねて顔の見える交流に取り組んでいるところもあります。

しかし、全体ではまだ 3 分の 1 の結成にとどまっています。全区的に整備されるには、一層の地域の理解と協力が欠かせません。特に、地域の企業や N P O の協力が求められます。

(2) 二次避難所対策への取り組み

二次避難所は、学校避難所での生活が困難な災害時要援護者が避難生活するところであり、区が開設準備していくことになっています。すでに災害時要援護者の支援体制が整備されている地域では、地域と区が連携し、避難者が安心して生活できるよう、二次避難所対策の充実に取り組んでいるところもあります。

二次避難所は、原則として、特別養護老人ホーム、障害者施設、保育園などを開設する予定です。災害時の支援には自治会・町会、N P O、ボランティア団体等の区民活動団体、企業などの協力が不可欠です。平常時から、二次避難所の対応について、協力できる体制を準備しながら、地域として総合的に対応していくことが求められます。

(3) 障害者への支援方法

身体障害、知的障害、精神障害などの手帳所持者は、大田区の人口の約 3.3% を占めます（平成 18 年 3 月 31 日現在）。障害のある避難者については災害時に個別の対応が必要な場合があります。そのような個別の事情への理解を深めるためにも、日頃からの関係作りが重要です。

例えば、学校や企業等で、障害者支援の N P O に依頼し、障害の特徴や、対応方法などを伝える授業や講座を開催することも一つの方法です。地域では、防災訓練やイベントの中で、N P O と連携しながら、相互理解を深めるための意識啓発に取り組むことが大切です。

障害者の所属する学校や施設、N P O、ボランティア団体などの区民活動団体は、団体の所在する地域の自治会・町会、また、対象者の居住する地元自治会・町会との関係作りを積極的に築くよう、言葉かけしていくことが必要です。

(4) 外国人避難者への支援方法

平成 19 年 1 月 1 日現在、大田区の人口に占める外国人登録者の割合は約 2.5% で、近年増加しています。日本語を十分に理解することが難しい外国人避難者への支援については、区は、通訳ボランティア派遣や、避難所に語学に堪能な方がいなくても、避難してきた外国人の方に必要な支援ができるよう、『多言語表示シート』の紹介に取り組んでいます。

企業としては、災害時に、地域の避難所に、語学に堪能な社員を通訳ボランティアとして派遣したり、また電話や F A X が使用できる状況であればそれらを使っての支援も可能です。

平常時に、外国人の居住情報を地域に伝えることは、法的に難しいところです。外国人支援の活動を行う N P O やボランティア団体は、日頃、関係する外国人の皆さんに、地域の自治会・町会主催の地域防災訓練に参加を案内してほしいと考えます。外国人自らも、積極的に地域の防災訓練に参加するとともに、地域の活動にも参加をして欲しいと思います。区は、対象者に対して、今まで以上に、意識啓発していく工夫が重要となります。

3 情報共有、情報提供のルール

(1) 区と地域との連携

災害時は、区の掌握している災害時要援護者の個人情報について、避難所などで支援活動にあたる区民活動団体に情報提供することが必要です。この際、情報を受ける側の個人情報保護の意識も重要になります。情報共有の方法は、電話、FAX、IT機器だけでなく紙など様々な媒体を使うことにより、非常時の対応が可能となります。こうした活用についてルールを定めることが必要になります。

近年、介護サービスなど公益的なサービスを企業やNPO法人が担う分野が広がっており、きめ細かな情報は地域の企業等が掌握しているケースが多くあります。民間の運営する障害者施設や保育所などが掌握しているものもあり、そのような企業やNPOとの協力関係を作ることが重要です。地域の民生委員の掌握する情報も有効です。

(2) 地域で育む情報共有のあり方

地域での災害時要援護者の情報提供、情報収集についても、個人情報の保護については、十分な配慮が必要となります。日頃から、自治会・町会と企業、NPO、ボランティア団体等が交流を重ね、顔の見える関係づくりを育むことが大切になります。

そのような関係づくりが進んでいる地域では、災害時に必要な緊急連絡先やかかりつけの医療機関等の最小限の情報について、NPO等の介護事業者などから情報提供される仕組みができています。

地域での、災害時の安否確認のためにも、地域の中での情報共有が重要です。

常に、対象者の新しい情報を把握するためには、日頃から、自治会・町会と企業、NPO、ボランティア団体等が交流活動をするに加え、災害時要援護者本人や家族等が、地域に対して情報を伝えていくことも有効となります。

4 青少年対策地区委員会活動やPTA活動と地域の企業との協力関係作り

子どもの見守りについては、警察やPTA等、様々な組織の連携・協働が進んでいます。日頃のあいさつから、見守りの輪を広げていくことがスタートです。自治会・町会や青少年対策地区委員会、PTA、企業、学校は、夏祭りなどのイベントをはじめ、いくつかの地域事業を通じて協力関係が生まれています。このような日頃の関係作りが、有事の際の行動にも結びついていきます。

NPO、ボランティアを生かす連携・協働

1 学校（大学、専門学校、高校、中学校）との連携・協働

子どもガーデンパーティ - など地域のイベントで、地域防災に関する啓発プログラムを組んでいる地域があります。地域でのイベントを通じて災害時のボランティアの芽を育てていくことは大切なことです。

近年ボランティア活動を奨励する学校が増えており、日頃の交流から災害時の支援に繋がる関係を築いていくことが望まれます。区内の大学、専門学校、高校、中学校の学生、生徒が、地域の避難所でのボランティアスタッフとしても有効な行動が期待できます。防災訓練などを通じて、役割分担まで踏み込んだ準備をすることが有事の行動に繋がります。

2 ボランティア層の拡大

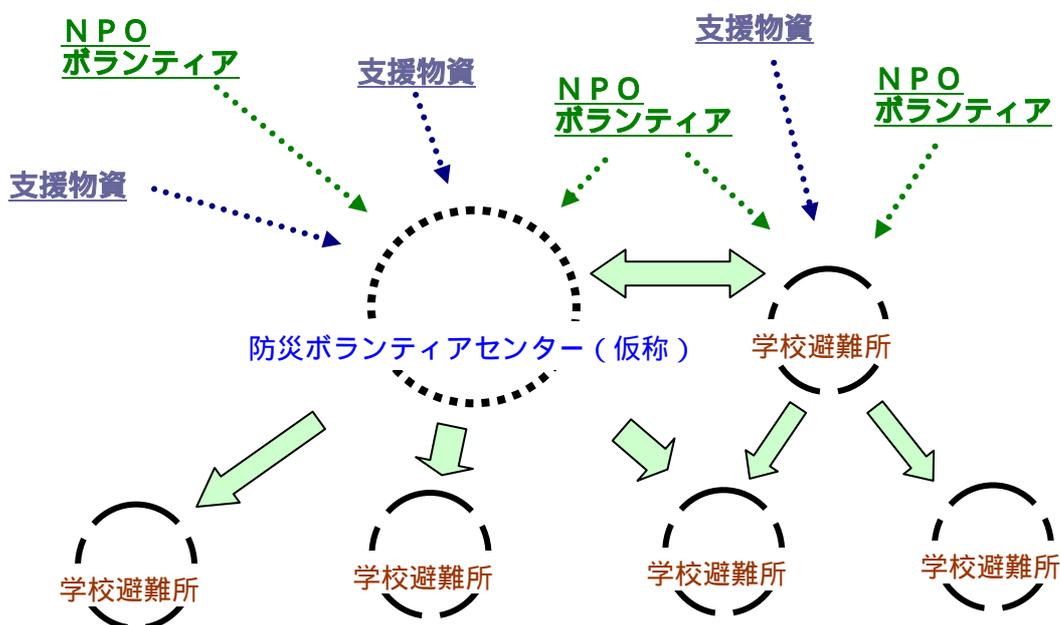
地域防災のボランティアなどの新たな担い手として、企業等を退職した人や団塊の世代に地域活動への参加を呼びかけていくことが有効です。区、自治会・町会、NPO等はこうした人たちがイベントや講習会、また地域活動に参加しやすいよう工夫していくことが大切です。

特に、災害発生の初期段階では、土木作業技術者や医師、看護師のOB等の方がボランティアとして従事することは、地域復旧活動上、大きな役割を果たすことが期待できます。

3 災害時のボランティア受け入れのための調整役

災害時には、国内外から復旧のためのボランティア派遣や物資の支援が想定されます。ボランティアについては、区で開設する防災ボランティアセンター（仮称）や学校避難所で受け入れる計画になっています。

受け入れを円滑に行うために、ボランティアの調整役が必要になります。防災ボランティアセンター（仮称）や学校避難所周辺の企業、NPO、学校などとの連携、協力を得ながら対応することが必要です。日頃から防災訓練において図上訓練等を行い、災害時のボランティア受け入れの調整役としての役割をイメージしておくことも大切です。



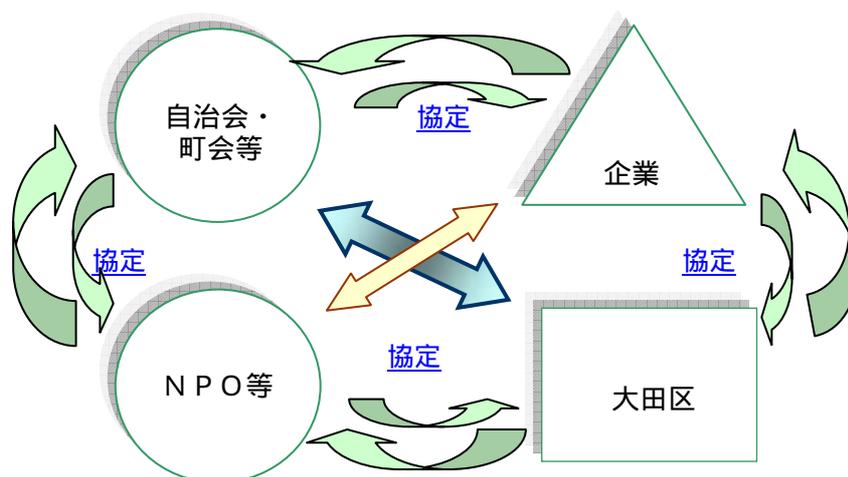
自治会・町会と企業、NPO等が災害時協力協定を結ぶ

すでに、いくつかの企業や関連団体と区の間では、施設の提供や物資の提供など災害時の防災協定を結んでいるところもあり、協働が進んでいます。

各企業は、地域社会の一員として、災害時に、自社の機能復旧と合わせ、地域の災害復旧活動や支援活動を担うことが重要になっています。日頃から、企業の社会的責任としての社会貢献、地域貢献を検討、準備することが、企業価値を高めることにも有益なことになります。地元でできる災害時活動を事前に把握し、段階的に、地域との連携を進めていくことが重要となります。駐車場、社屋、物資の提供、人材の提供等、地域に対して貢献できる内容を企業側で事前に把握しておくことが、いざという時の地域支援の力になります。

自治会・町会、NPO等の区民活動団体と企業間、自治会・町会とNPO等の区民活動団体間でも協定を交わし、常にお互いの役割を共有する中で、災害に備えることは大変に有効なことです。

しかし、協定を結べば、それで終わりということでは、災害時に機能するものではありません。日頃の交流活動の中で、継続的に、協定の意義を確認していく関係作りが大切です。



まとめ

区民活動推進会議では、地域防災をテーマとして連携・協働の推進を検討してきました。地域での連携・協働を推進するためには、何よりも日頃からの交流活動が大きな役割を担っています。

地域では、区民一人ひとりの災害への準備、家庭やマンションなど集合住宅や企業での防災訓練、自治会・町会の防災訓練、各学校避難所運営協議会の活動などが行われております。自治会・町会等の地域組織では、様々な場面で、実際に災害が起きたときのことを想定し、NPO、企業、学校等との協働推進について工夫を重ねています。

地域社会全体で取り組む地域防災活動について、区が広く呼びかけることで、地域での連携・協働が更に進みます。また、ボランティアの活用についても、区と地域との連携が大切なことから、現状の受け入れ態勢についての検討が必要です。区と企業等との災害時協定に加え、身近な地域での災害時協定についても、区が仲介役となることも一つの手法です。

区民、区民活動団体、企業、区は、長期的な視点で地域防災に取り組み、地域での連携・協働を積み重ねることで、安心して暮らせる心豊かな大田区が築かれると考えます。

以上

大田区区民協働推進会議委員一覧

会長

山岸秀雄 学識経験者（法政大学大学院客員教授、
特定非営利活動法人NPOサポートセンター理事長）

副会長

玉田雅己 公募委員
中島寿美 団体推薦委員（六郷地区自治会連合会会長）

委員

阿部リエ 公募委員
中野真弓 公募委員
栗原洋三 公募委員
富田稔 団体推薦委員（青少年対策地区委員会会長）
浜洋子 団体推薦委員（大田NPO活動団体交流会監査役）
野村進一 区内事業者（株式会社メリーチョコレートカンパニー）
赤池久 区内事業者（株式会社ディスコ）

事務局

高橋幾夫 区民生活部長
近藤倫生 区民・国際交流課長(平成 18 年 3 月 31 日まで)
佐藤恵美子 区民・国際交流課長(平成 18 年 4 月 1 日から)
山本成俊 区民・国際交流課協働担当係長
吉田隆夫 区民・国際交流課協働担当

会議開催経過（中間のまとめ以降）

開催日	議題	配付資料
第 7 回 (平成 18 年 5 月 24 日)	大田区区民活動積立基金 助成金の審査	審査資料
第 8 回 (平成 18 年 7 月 11 日)	地域防災に関する連携・協働 の実現にむけて	地域防災に関して、各委員の所属する セクターでの連携・協働に関する アンケート結果
第 9 回 (平成 18 年 9 月 6 日)	・「地域防災」に関連する連 携・協働の項目整理 ・項目に対する具体的なアイ ディアについての討議	
第 10 回 (平成 18 年 11 月 14 日)	最終提言に向けての論点の 確認	論点についての資料
第 11 回 (平成 19 年 1 月 26 日)	提言(案)についての検討	提言(案)資料
第 12 回 (平成 19 年 3 月 14 日)	提言(案)についての最終確 認	提言(案)資料